

平成 27 年度第 1 回新潟市環境影響評価審査会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 29 日 (火) 午前 10 時から
- 2 会 場 新潟市役所 本館 3 階 対策室 3
- 3 出席者 別紙名簿参照

<議 事>	新潟市環境影響評価 配慮指針及び技術指針の改正について
会長	環境影響評価環境配慮指針及び技術指針の改正について、事務局より説明をお願いします。
事務局	次の資料に応じて説明 資料 2-1 新潟市環境影響評価条例・関連指針の改正について 資料 2-2 条例新旧対照表 資料 2-3 条例改正/指針改正 スケジュール
<要 点>	「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」の成立により、環境影響評価法に規定する放射性物質の適用除外が削除されたことを受け、新潟市の環境影響評価条例においても、同条例に規定する放射性物質の適用除外規定を削除する条例改正を行った。(平成 28 年 3 月公布 平成 29 年 4 月施行) これに伴い、放射性物質に関する環境影響の調査、予測、評価の手法等について定める指針の改正を平成 28 年度中に行う。 改正にあたっては、環境省作成の技術ガイドや、関係省庁の主務省令、他政令市の指針等を踏まえて事務局が案を作成したうえで、新潟市環境影響評価審査会に諮ることとし、審議にあたっては、審査会での審議を基本とするが、必要に応じて分科会の設置を検討する。
<質疑等>	委員 放射性物質による影響を環境影響評価条例の評価対象とすることはこれまでなかったことであり、様々な意見がある分野であり、先行事例を参考にしながら案を作成する予定だと思うが、そもそも先行事例が少なく、慎重に議論を行う必要があるため、相応の回数審査会を開催する必要があると思う。
事務局	放射性物質に関する議論が平成 28 年度の審査会の中心になるかと思われるため、平成 28 年 4 月から当該分野に関する有識者を委員に就任いただくことを予定しており、指針案策定の際には、随時そうした方からのご意見をいただきながら、策定を進めていきたいと考えている。

委員

指針の策定は具体的にどのようなケースを想定しているのか見えない。

事務局長

指針策定の中で具体的なケースを想定していくが、国の指針や他の自治体の状況を見極めながら、整理を今後行っていきたい。

委員

指針の案は、事務局で作成するのか。環境影響評価審査会の中で分科会を設置し、そこで審査会以外の専門家などを交えながら策定していくことはしないか。

事務局

現在は資料のとおりスケジュールで策定を進めていくことを予定しているが、進捗状況等や委員のご意見を踏まえながら、柔軟に対応していきたい。

委員

専門的な議論を行う分科会を作るべきではないか。

事務局

随時有識者からの意見も聞きながら事務局で策定を行っていくことを考えているが、必要になれば分科会の設置も検討したい。

以上